

葉山町子ども・子育て会議について

1 設置根拠

- ・ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ・ 葉山町子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月 15 日条例第 10 号）

2 委員構成

20 名（保護者、関係団体、事業者、学識経験者、関係行政職員、その他）
現在、学識経験者 1 名欠員（平成 26 年 9 月 9 日～）

3 開催実績

- ・ 平成 25 年度 4 回（7 月 22 日、9 月 9 日、11 月 25 日、3 月 3 日）
- ・ 平成 26 年度 7 回（4 月 14 日、6 月 2 日、7 月 14 日、9 月 29 日、
11 月 7 日、1 月 26 日予定、3 月上旬予定）
- ・ 平成 27 年度 4 回予定

4 審議内容

平成 25 年度、平成 26 年度は、平成 27 年度から本格施行される子ども・子育て支援新制度の準備作業を中心に審議（事業計画・条例等含む）。

平成 27 年度は、子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～平成 31 年度）の進捗管理、町の子ども・子育て支援施策全般について検討を行う予定。

平成 26 年度から懸案となっている事項は主に次のもの。

- ・ 家庭的保育事業（保育ママ）の実施検討
- ・ 幼稚園の認定こども園への移行方策
- ・ 保育料の見直し（特に保育所）
- ・ 利用者支援事業のあり方
- ・ 子育て支援センター（ひろば事業）のあり方
- ・ 病児（病後児）保育事業の実施検討
- ・ 一時預かり事業の拡充
- ・ 放課後児童クラブ（放課後子ども教室）のあり方

5 構成員の一部変更について（案）

平成 27 年度から、委員選出区分を「公立保育所」「児童館」へ変更。
今後、児童館のあり方も検討事項の一つになりうるため。

事業者代表の増員（新施設や幼稚園代表など）。

保護者代表の継続要件の緩和（会議の継続性の観点から）。